

令和5年7月10日

第4回

玉東町農業委員会総会議事録

熊本県玉名郡玉東町農業委員会

令和5年度第4回玉東町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月10日（月） 午後1時30分～午後2時15分
2. 開催場所 玉東町福祉センター 2階 研修室A
3. 出席委員（8名）

会 長	1 番	山野信也				
会長職務代理者	7 番	鬼塚忠正				
委 員	3 番	坂口政文	4 番	徳山道也	5 番	清田伸一
	8 番	清田 勇	10 番	小山省三	11 番	松本正利

推進委員 (上木葉) 沼田淳 (揚) 古財一治
4. 欠席委員（3人） 2番 永田麻衣 6番 上田佳子 9番 前川政樹
5. 議事日程

日程第1	議事録署名委員及び会議書記の指名
日程第2	議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第3	議案第2号 農用地利用集積計画の決定について
日程第4	議案第3号 その他
6. 農業委員会事務局職員

局 長	岩川 康幸
補 佐	奥村 佳織

7. 会議の概要

事務局

ただ今から、令和5年度第4回玉東町農業委員会総会を開催いたします。はじめに、山野会長よりご挨拶をお願いいたします。

山野会長

挨拶

事務局

ありがとうございました。

玉東町農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の出席者数は~~全員出席のため~~（8名で過半数を満たしておりますので）、総会が成立していますことを報告いたします。

また、同規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、これからの議事進行は、山野会長にお願いします。

議長（山野）

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

玉東町農業委員会会議規則第13条に規定する議事録署名委員ですが、私より指名させていただきます。

議事録署名委員は8番清田勇委員、10番小山委員を指名します。また会議書記に農業委員会事務局の奥村補佐を指名します。

よろしくお願いします。

つづきまして、日程第2、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請については今回3件の申請があがっております。まず1番から事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号の農地法第5条の規定による許可申請について＝1頁、議案第1号、1番について議案書をもとに朗読＝それでは詳細について説明いたします。

借受人は、現在、植木町のアパートに妻と2人で暮らしており、将来生まれてくる子どもの将来のことも見据え住宅の建築を考えており今回、父が所有する農地を借受けて申請されるものです。

申請地は4ページをご覧ください。農地区分は役場から300m以内にある農地で第3種農地と判断します。なお、第3種農地の転用申請は原則許可となっております。

以上で、議案第1号の1番の説明を終わります。

議長（山野） 説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。
小山委員

10 番（小山） 説明があったとおり、問題ないと思います。

議長（山野） はい。ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。

推進（沼田） 委員の言われたとおり何の問題もありません。

議長（山野） ただ今推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。

4 番（徳山） ここは分筆をされるのですか。

事務局 分筆をされます。

3 番（坂口） 使用貸借となっておりますが、どういうときに使うのですか。

事務局 料金が発生しません。無償での貸し借りです。

議長（山野） 他にありませんか

議長（山野） 他に無いようですので、採決を行います。議案第 1 号、1 番の案件について、承認される方は挙手をお願いします。
（全員挙手）

議長（山野） 賛成多数。よって議案第 1 号、1 番については、承認されました。
つづきまして、2 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 = 1 頁、議案第 1 号、2 番について議案書をもとに朗読=
それでは詳細について説明いたします。
譲受人は、現在、所有するお寺の駐車場が少ないため、近くにあるこの農地に駐車場用地として譲り受けるため申請をされるものです。
申請地は、5 ページの地図をご覧ください。申請地は他の農地区分に該当しない農地で中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地となり第 2 種農地です。この申請地の他に代わるような土地も周辺にないことから、許可相当と判断しております。以上で、議案第 1 号の 2 番の説明を終わります。

議長（山野）	説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。 小山委員
10 番（小山）	事務局の説明のあったとおりでございます。
議長（山野）	はい。ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。
推進（古財）	現状は何も作ってらっしゃらないので、問題ないと思います。
議長（山野）	ただ今推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。
3 番（坂口）	ここの土地の下の段には農地とかありますか。
推進（古財）	何也没有ません。
議長（山野）	譲受人は個人ではなくお寺かな
事務局	そうです。
議長（山野）	他にありませんか。無いようですので、採決を行います。議案第 1 号、2 番の案件について、承認される方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長（山野）	賛成多数。よって議案第 1 号、2 番については、承認されました。つづきまして、3 番について事務局より説明をお願いします。
議長（山野）	＝ 2 頁、議案第 1 号、3 番について議案書をもとに朗読＝ それでは詳細について説明いたします。
事務局	譲受人は、現在、町内のアパートに妻と子ども 2 人の 4 人で暮らしており、現在の住まいでは手狭になってきたため住宅の建築を考えており今回、転用申請されるものです。 申請地は 6 ページをご覧ください。農地区分は役場から 300 m 以内にある農地で第 3 種農地と判断します。なお、第 3 種農地の転用申請は原則許可となっております。 ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山野） 説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。
小山委員

10 番（小山） ここは住宅が建っております、問題ないと思います。

議長（山野） はい。ありがとうございました。ただ今、地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見をお願いします。

推進（沼田） 委員が言われたとおり、問題ないと思います

議長（山野） ただ今推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。

議長（山野） 何かありませんか。無いようですので、採決を行います。議案第 1 号、3 番の案件について、承認される方は挙手をお願いします。
（全員挙手）

議長（山野） 賛成多数。よって議案第 1 号、3 番については、承認されました。

議長（山野） 続きまして、日程第 3、議案第 2 号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 7 ページをお開きください。（朗読）
8 ページをお開きください。
議案第 2 号につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、玉東町長から令和 5 年 6 月 26 日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められているところでございます。

9 ページをお開きください。（総括表の説明）
10 ページをお開きください。
今回の申請は、農用地利用集積計画のうち新規の利用権設定の賃借権が 1 件です。面積は、田が 1 筆で 684 m²です。
なお、対価の支払い方法等につきましては右側備考欄に記載のとおりであります。
次に、公社利用による所有権移転につきましては、11 ページと 12 ページの 2 件上がっておりますのでご覧ください。今回は公社からの売り渡しで、樹園地が 3 筆で面積は 6,508 m²です。当事者、物件及び対価等は、そこに記載のとおりです。

事務局 以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります。

農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地の全てについて耕作を行うと認められ、農作業に常時従事し、対象農地を効率的に利用すると認められること。

対象農地の関係権利者全ての同意が得られていることの各要件を満たしております。

以上です。

議長（山野） 説明が終わりましたので、何かご質問はありませんか。

4番（徳山） 公社との売買で同じ樹園地なのに金額の差が有るようですが。

事務局 みかん畑と梨畑の差と思われます。

議長（山野） 他にありませんか。異議が無いようですので、議案第2号、農用地利用集積計画の決定については（案）のとおり決定致します。

議長（山野） 続きまして、その他ですが事務局から何かありませんか。

事務局 ・不要許可転用届について

議長（山野） 他にありませんか

議長（山野） それでは以上をもちまして、第4回玉東町農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午後2時15分

上記のとおり議事録に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和5年7月10日

玉東町農業委員会会長 ⑩

8番委員 ⑩

10番委員 ⑩